

出資団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により、令和2年度出資団体監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年2月10日

千歳市監査委員 千葉 英 二

千歳市監査委員 五十嵐 桂 一

令和2年度出資団体監査報告書

1 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による出資団体監査

(2) 監査の対象及び実施内容

市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している次の団体及びその所管課に対し、令和元年度における団体の運営が出資目的（設立目的）に沿っているか、及び事業全般に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて、関係書類の確認、照合等を行うとともに関係職員から説明を聴取するなど、千歳市監査基準に準拠して実施した。

対象団体	出資比率	所管課
公立大学法人公立千歳科学技術大学	100.0%	企画部公立大学政策課
公益財団法人ちとせ環境と緑の財団	100.0%	市民環境部廃棄物対策課 (建設部都市整備課)
株式会社千歳市場公社	49.8%	産業振興部公設卸売市場
株式会社千歳国際ビジネス交流センター	28.4%	産業振興部企業振興課
公益財団法人千歳青少年教育財団	100.0%	教育部生涯学習課 (観光スポーツ部観光課)

(3) 監査の着眼点

【所管課関係】

ア 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

【団体関係】

ア 出資目的（設立目的）にそぐわない団体運営はなされていないか。

イ 定款及び経理規程等の諸規程は整備されているか。

ウ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。

エ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。

オ 関係帳票の整備、記帳は適切に行われているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切に行われているか。

カ 会計経理及び財産管理は適切に行われているか。

(4) 監査の実施場所及び日程

場所：監査事務局

日程：令和2年11月2日から令和3年2月10日まで

(5) 監査を実施した委員

監査委員 千葉 英 二

監査委員 五十嵐 桂 一

2 監査の結果

監査は試査によるものであり、前項の記載事項のとおり監査した限り、重要な点においては、監査の対象となった団体の運営及び事業全般に係る出納その他の事務が出資等の目的に沿って行われていると認められた。団体別の監査結果は、以下に記載のとおりであり、適正に執行されていない事例が一部見受けられた。なお、軽易なものについては、監査の過程において口頭で指導を行っているので本報告では省略するが、今後とも適正かつ効率的な事務の執行に努められるよう望むものである。

(1) 公立大学法人公立千歳科学技術大学

【所管課関係：公立大学政策課】

- ・ 運営費交付金（年2回払）について、交付申請を受けた全額を交付決定しており、この時点で全額分の支出負担行為書を作成すべきであったが、1回目支払分みの金額で支出負担行為書が作成され、残額分の支出負担行為書は2回目の支払時に作成されていた。
- ・ 決算見込により余剰の発生が見込まれた施設整備補助金について、減額変更手続きが行われておらず、当初の全額分の交付決定がなされたまま予算が減額補正されていた。
- ・ 損益外減価償却の対象となる固定資産のうち、設立時に市が出資した償却資産以外のものについては、取得までの間に市長が指定することと規則で定められているところ、当該指定の処理が行われていなかった。

【団体関係：公立大学政策課】

- ・ 事業報告書において、財務情報の記述（文章）中、学校法人千歳科学技術大学から受け入れた現物寄附の金額が誤って記載されていた。
- ・ 大学で定めるたな卸資産管理規程において、切手等の現金等価物については、たな卸資産台帳を作成し、入出庫や残りの数量、金額を記録することと規定されているところ、切手を相当回数購入しているにもかかわらず、たな卸資産として取り扱わず、当該台帳が作成されていなかった。

(2) 公益財団法人ちとせ環境と緑の財団

- ・ 特に指摘事項なし

(3) 株式会社千歳市場公社

- ・ 特に指摘事項なし

(4) 株式会社千歳国際ビジネス交流センター

- ・ 特に指摘事項なし

(5) 公益財団法人千歳青少年教育財団

【所管課関係：観光課】

- ・ 人事院勧告に基づく給与改定の影響により不足した退職給付引当資産分の補助金について、変更申請による増額手続きが行われず、運営費分補助金の決算剰余分から充当しているものがあつた。

【団体関係：生涯学習課】

- ・ 財団の会計規程により、契約については千歳市契約規則を準用すると規定されているが、業務委託等の契約において、2人以上の者から見積書を徴しない理由が適切でないものがあつた。